

入札説明書等（修正）に関する質問回答集

平成18年3月1日
北九州市環境局環境政策部計画課

	資料名	ページ	項目	質問	回答
1	入札説明書回答書	P14	5(7)	<p>連帯保証人について 『①契約者に代わって契約を履行し、又は契約に関する一切の損害を負担し得る資力を有すること、及び、②北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査に関する規則第6条第1項の名簿に記載されていること』を満たすことが要件となります。連帯保証を予定している企業が、上記②の名簿に記載されていない場合は、仮事業契約（平成18年4月末予定）までに当該名簿に記載されることが必要です。具体的には、本市契約室に対し、遅くとも平成18年2月末日までに入札参加資格申請書類を提出し、資格審査を経て名簿に記載されることが要件となります。』との回答ですが、連帯保証人は社長個人ではいけないのでしょうか？</p>	<p>市では、前回回答のとおり、①契約者に代わって契約を履行し、又は契約に関する一切の損害を負担し得る資力を有すること、としており、契約者とは別法人を想定しています。 ご質問の貴社社長個人は、契約当事者であるため、本事業の連帯保証人にはなり得ないと考えます。</p>
2	入札説明書	P2	(7)①	参加表明時に提出した事業実施予定地を変更することは可能ですか	<p>より有利な条件での利用が可能な土地の確保ができることとなった場合などにおいて、入札説明書に記載した水準を満たすものであれば変更は可能です。参加表明時にご提出いただいた「事業実施予定地概要（様式2-6）」の差し替えとして対応いたします。変更の期限は、事業提案書提出時（3月15日）をもって締切としますが、市で要求水準の要件などについて確認する必要があるため、用地の利用見込みが整った時点で市にご連絡をお願いします。</p>
3				<p>※事業実施予定地に関連して （電話等によるお問い合わせがありましたので、念のため掲載しています）</p>	<p>今回の施設は、廃棄物処理法上の一般廃棄物処理施設に該当します。そのため、廃棄物処理法の施設設置許可の前提となる施設の位置については建築基準法51条の手続きを経る必要があります。この場合、施設予定地から住宅群や公園との距離等、建築基準法の各種要件・手続きは、一般の構築物を設置する場合とは異なる各種要件が適用されますので注意が必要です。これらの要件適合は、入札時の基礎的要件となりますので、入札参加者の責任において十分ご確認・留意の上で設計・提案をお願いいたします。 建築基準法の各種要件の具体的事項につきましては、北九州市建築都市局建築指導課に、その他事項につきましては、北九州市環境局計画課までご確認下さい。</p>
4	様式集	—	様式5-9	<p>連帯保証人についてですが、連帯保証に関する承諾書などの北九州市の様式等はございますか、ございましたらご指示お願い致します。</p>	<p>提案書の提出時点では、承諾書という要式行為までは求めませんが、入札参加者の責任において、先方の承諾を得た上で、（様式5-9）に連帯保証人を記載していただく必要があります。当該記載をもって、市では名簿登載などの連帯保証人の資格要件の確認等を行い、仮事業契約締結時点で連帯保証に関する手続きを行います。連帯保証人は、事業実施の確実性を担保するための重要な事項であり、落札者決定基準の評価項目となりますので、提案書の提出後の連帯保証人の変更は原則として認められません（ただし、同等以上の連帯保証能力を有するものに変更する場合等で、市が妥当と認める場合を除く）。入札参加者は、先方の確実な同意を担保した上で、提案書を提出することを求めます。</p>

入札説明書等（修正）に関する質問回答集

平成18年3月1日
北九州市環境局環境政策部計画課

	資料名	ページ	項目	質問	回答
5	事業契約書(案)	P7	第22条	事業者が付保する保険について 貴市が挙げられている保険は、事業の継続が担保されれば良いもので、業務を委託する建設会社等が付保する場合等実効あるケースにおいては、保険加入者が事業者であることに限定されないとの理解で差し支えないでしょうか。	そのとおりです。
6	事業契約書(案)	P12	第35条	提案段階での契約保証金の取り扱いについて 契約保証金の免責可否については、提案段階では不明なことであると認識しています。仮に契約保証金を免責とした事業者がいた場合、価格面で有利に働くことが考えられます。公平な競争環境とするためにも、契約保証金については各提案者は納付を前提とした提案をすべきであることをご確認下さい。	ご指摘のとおり、現時点で入札参加(予定)者に対し、個別に契約保証金を免除できるかどうかの判断は行えませんので、各提案者は契約保証金の納付を前提として提案書の作成をお願いします。 具体的には、(様式5-6)運営・維持管理費内訳書の「その他費用」において、「契約保証金に係る経費」を計上していただきます。 落札者決定後、落札者の過去の実績等により本市契約規則に基づき契約保証金の免除について判断し、仮に免除となった場合は、上記の経費が不要となりますので、(様式5-6)に記載の当該金額を控除した額により契約協議を行います。